

資料編

(プロトコル研究会資料)

環境・社会パフォーマンス指標の Protokolに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

第一回 調査研究会

日時：2004年10月26日(火) 13:00～15:00

場所：ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

【 議 事 次 第 】

- 1 開会
- 2 挨拶
環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一
- 3 調査研究会の参加者紹介
- 4 調査研究の趣旨説明
環境監査研究会 代表幹事 後藤俊彦 (座長)
- 5 調査研究の内容説明
ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
- 6 関連事項説明(GRIバウンダリー・Protokol草案)
ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 7 今後の予定
- 8 閉会

(資料)

1. 調査研究趣意書
2. 調査研究会参加者名簿(割愛)
3. 調査研究計画書(割愛)
4. GRIバウンダリー・Protokol草案

(注)下線部の資料のみ添付する(以下、同様)。

環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

調査研究趣意書

1 調査研究の目的

わが国では、環境報告書を自主的に作成・公表する企業は700社を超える規模になっている。しかしながら、自社の事業活動に伴う環境負荷（環境パフォーマンス）をどのように計測・収集し定量的に把握するか、またどのように開示するかについては、なお模索が続いている状況にある。

『環境パフォーマンス指標（EPI）』の開示項目や計測単位については、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」に示されているが、EPIの計測・収集ならびに開示すべき範囲（バウンダリー）については、ガイドラインでは詳細を提示していないため、今後も研究を進めていくことが必要である。

一方、環境報告書は「環境・社会報告書」や「サステナビリティ報告書」、「CSR報告書」へと変貌しつつあり、環境問題に加えて、倫理的・社会的問題にかかわる『社会パフォーマンス指標（SPI）』も開示されるようになってきている。

SPIについては、GRIなどの国際的組織でも検討されているが、このような状況に対応して、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」や「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」では、開示が望ましい社会的項目が提示されている。

しかしながら、これらの社会的項目については、その妥当性や適否も含めて計測・収集・開示方法などの明確な定義がなされておらず、今後調査研究を進めていくことが必要不可欠となっている。

以上のような現状認識と問題意識に基づき、本調査研究会では『EPIの開示範囲』ならびに『SPIの開示項目』と『SPIの計測単位』の3項目に焦点を当て、事業会社とステークホルダーの双方の立場から、現状把握と課題・論点の整理、さらに可能な限り規定（プロトコル）としての方向性を検討するものである。

2 調査研究会の実施期間と開催回数

実施期間は平成16年10月から平成17年3月を予定する。

研究会を4回予定するが、前後にキックオフととりまとめの会を予定する。

3 調査研究の内容

本研究会で行う調査研究内容の骨子は以下の3項目とする。

(1) 環境パフォーマンス指標 (EPI) の開示範囲の検討

EPIの計測・収集に関する困難性の実態の把握

EPIの計測・収集すべき範囲 (バウンダリー) の検討

EPIの開示範囲に関するステークホルダー要求の把握

(2) 社会パフォーマンス指標 (SPI) の開示項目の検討

SPIの計測・収集・開示すべき項目の妥当性・適否の検討

SPIの開示項目に関するステークホルダー要求の把握

(3) 社会パフォーマンス指標 (SPI) の計測単位の検討

SPIの計測・収集・開示すべき項目の単位の検討

SPIの計測単位に関するステークホルダー要求の把握

(以上)

平成16年10月
プロトコル調査研究会事務局
(ニッセイ基礎研究所)

GRIバウンダリー・プロトコル（範囲についてのプロトコル）草案

発表：2004年9月24日

位置づけ：GRIガイドラインについて、定義と方法論のまとめを詳述した技術的プロトコル。ガイドラインの報告原則(Part B)と報告内容(Part C)に基づくが、GRIガイドラインの内容にいかなる変更を加えるものでもない。マルチステークホルダーのワーキンググループで草稿が作成され、現在はこれに対するパブリック・コメントを募集している段階にある。集まった意見は12月の第4回の会議で検討し、2005年の初めにパイロット・バージョンを公開予定。

検討した既存の範囲設定のモデル：財務会計、インプット・アウトプット分析、ライフサイクル・アセスメント、GHGプロトコル

重要な決定因子：control（支配）と significant influence（重大な影響）、および significant risk（重大なリスク）と significant impact（重大な影響）

その他のキーワード：reference boundary（標準範囲）、operational boundary dimension（報告範囲の枠組み）、scope dimension（報告内容の枠組み）、temporal dimension（時間的枠組み）

目次

序文

草稿を作成するプロセスについて

第1節：「報告範囲」とは何か？

第2節：報告範囲を理解する

第3節：報告範囲の設定プロセス

範囲を設定する原則

範囲を設定するための基本的なステップ

ステップ1：「リスク」と「インパクト」の特定

ステップ2：「重大性」の評価

ステップ3：「支配」と「影響」の評価

ステップ4：範囲の決定

ステップ5：範囲の公表

第4節：報告の範囲を設定する際の実務的論点

情報へのアクセスと入手可能性

財務会計との関係

「支配」と「重大な影響」を超えて

確実性

第5節：報告範囲を示す際の実務的論点

パフォーマンスの区別(differentiation)
集成(aggregation)と分解(disaggregation)
連結(consolidation)
ダブル・カウント
報告の標題
範囲の変更

補遺 1 : GRI2002 持続可能性報告ガイドラインにおける報告範囲への言及

補遺 2 : GRI バウンダリーワーキンググループのメンバー

(添付)GRI のパブコメ用英文資料

環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

第二回 調査研究会

日時：2004年11月15日(月) 13:00～15:00

場所：ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

【 議 事 次 第 】

- 1 開会
- 2 挨拶
環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一（調査主体）
環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦（座長）
- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「EPIの範囲」の分析説明
NSC報告書「CSRの本質と現状」から
ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦（事務局）
参加企業の調査票の分析
ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹（事務局）
- 5 「EPIの範囲」の検討
企業側からの特記コメント
有識者(ステークホルダー)からのコメント
現状認識と方向性に関する全員討議
- 6 関連事項説明（次回の「SPIの項目」に関連して）
- 7 今後の予定
- 8 閉会

(配布資料)

1. 調査研究会参加者リスト（割愛）
2. NSC報告書「CSRの本質と現状」の抜粋：EPI範囲関連
3. 「EPIの範囲」の分析（割愛）
4. 「EPIの範囲」の個社調査票（配布につき要確認）（割愛）
5. 「EPIの範囲に関するISO審査サイドからのコメント」（割愛）
6. 「SPIの項目」の調査票（案）（割愛）
7. 「SPIの項目」関連資料（環境goo、NSCから）

(以上)

環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

第三回 調査研究会

日時：2004年12月7日(火) 17:00～19:00

場所：ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

【 議 事 次 第 】

- 1 開会
- 2 挨拶
環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体)
環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)
- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「SPIの項目」の分析説明
社会性項目の重要性と報告書記載 (NSC報告書「CSRの本質と現状」から)
ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
参加企業の調査票の分析
ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「SPIの項目」の検討
企業側からのコメント
有識者(ステークホルダー)からのコメント
現状認識と方向性に関する全員討議
- 6 関連事項説明 (次回の「SPIの計測単位」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第四回、第五回研究会)
- 8 閉会

(配布資料)

1. 調査研究会参加者リスト (割愛)
2. NSC報告書「CSRの本質と現状」の抜粋 (社会性項目について)
3. 「SPIの項目」の調査票分析 (割愛)
4. GRI「Boundary issues and the GRI」(割愛)
5. 「シフトアップ～企業責任からグッド・ガバナンスと拡張性のある解決策へ～2004」
6. ISO New work item proposal - Social responsibility (割愛)
7. R-BEC004 CSR Accounting Guidelines (割愛)
8. CSRマネジメント規格とSPI項目
9. 「SPIの計測単位」の調査票 の考え方 (割愛)

(以上)

(2) 社会性項目の記載の有無(問21(ア):SA)

- 昨年のアンケートではGRIガイドラインに準拠し、(1)から(24)の項目それぞれでさらに詳細に質問をしてきた。しかし、今年は大枠はGRIガイドラインに準拠しながらも、24項目全てについて質問を簡素化した。尚昨年も、(7)差別禁止、(8)結社の自由、(10)強制労働、(12)セキュリティー慣行、(14)取引先の評価、(19)贈収賄・不正、(21)公共政策、(22)競争・価格設定の8つの項目については単一の質問を実施している。
- 24項目について今年は“労働安全衛生”、“人権”、“製品責任”、“社会”、“その他”の5分類を行った。
- “その他”のカテゴリーでは2002年から引き続き、GRIガイドラインの社会性項目以外の「企業倫理」「ハンディキャップ」「動物保護」「アルコール事業関連」「ギャンブル事業関連」「防衛産業関連」についてたずねた。

【単純集計結果から】

- (1)から(24)の項目の内、(16)の製品サービスのラベリング以外の全ての項目で記載済みの回答割合が前年を上回っている。今年設問内容を簡素化した項目で“記載済”と回答した上位3項目をみると、1位が「地域社会への参画・寄付状況や社会・倫理・環境に関する受賞歴について」で55.0%(前年は36.3%)、2位が「従業員の労働安全衛生や推進体制について」で45.8%(同4.3%)、3位が「従業員の研修や能力開発プログラムなどについて」で41.6%(同5.7%)となっている。
- 一方、昨年も単一の質問を実施した8項目についてであるが、今年明らかに“記載済み”と回答した割合は増加している。とりわけ(7)「差別撤廃事項などについて」は昨年の3.1%から14.1%へ、(19)「増収賄・不正防止の為の方針・取組みなどについて」は5.2%から12.1%へと際立った増加率を示している。
- また、その他の質問については昨年と同じであったにも関わらず全体として記載済みと答えた割合が「(28)アルコール事業との関連性」を除き、前年を上回った。とりわけ「(25)企業倫理に関する基本方針」に関して記載済みと回答した割合が19.6%から43.2%へと大きく増加している。

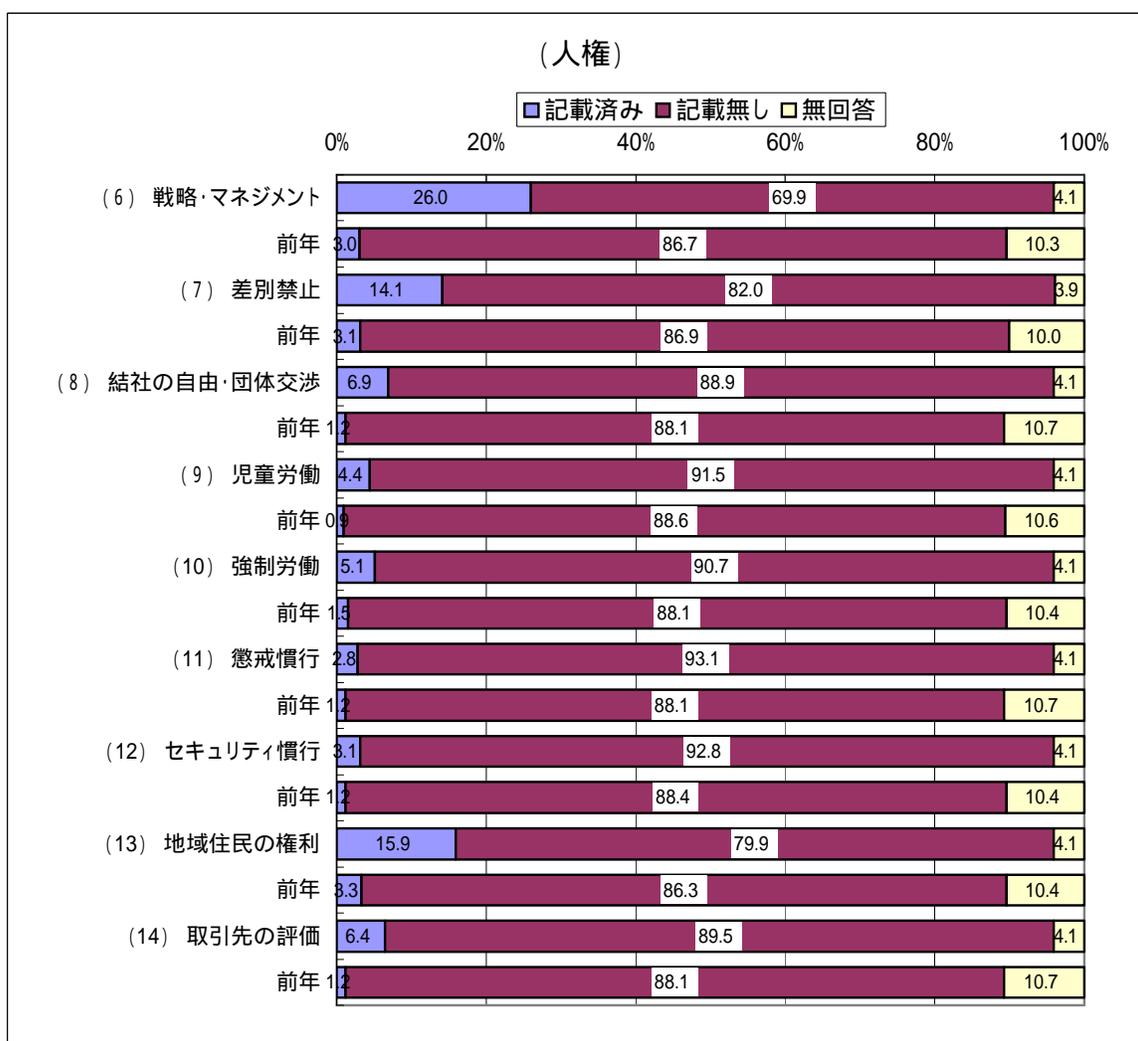
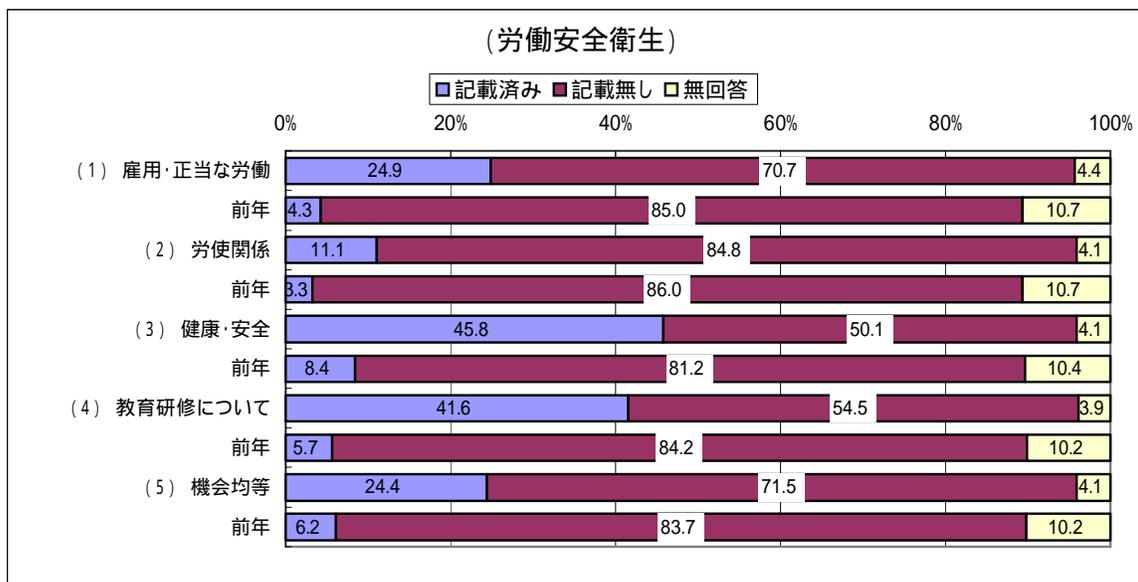
【クロス集計結果から】

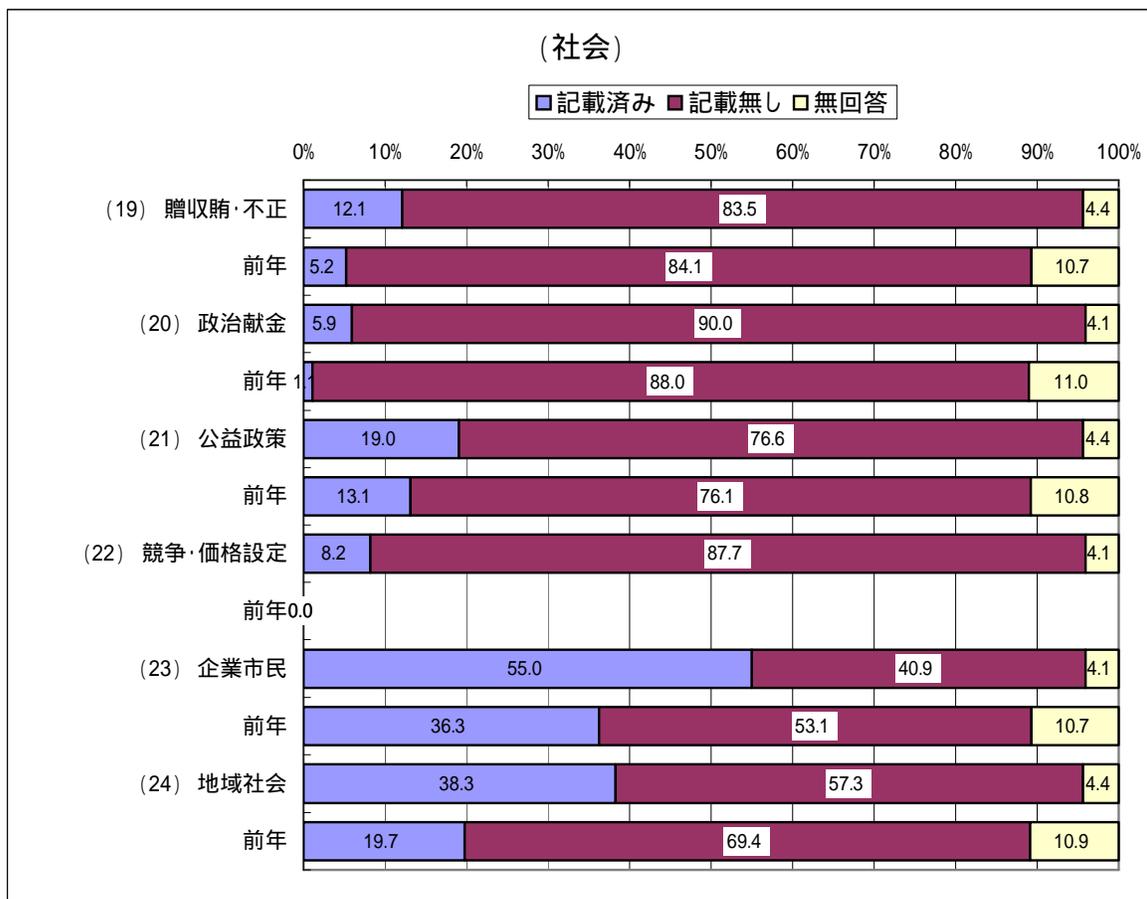
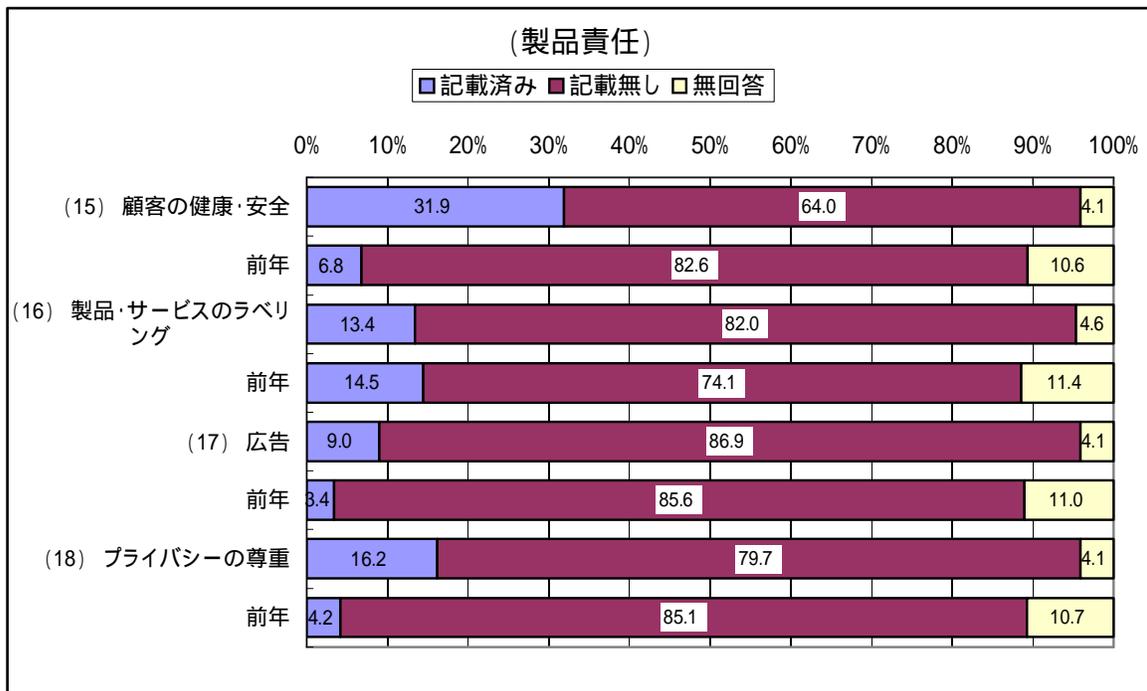
- 業種別では、不動産、金融、製造業(化学)、製造業(加工・組立)、卸売業の順で開示項目の記載が多かった。
- 創業時期でみると、2000年以降に創設された企業の開示割合が33%と他を圧倒している。
- 報告書の対象範囲別にみた場合、“国内外連結の全事業所”を報告書の報告対象範囲としている企業が最も記載済みと回答した企業の割合が高くなっており、24項目全部を平均すると36.6%となっている。

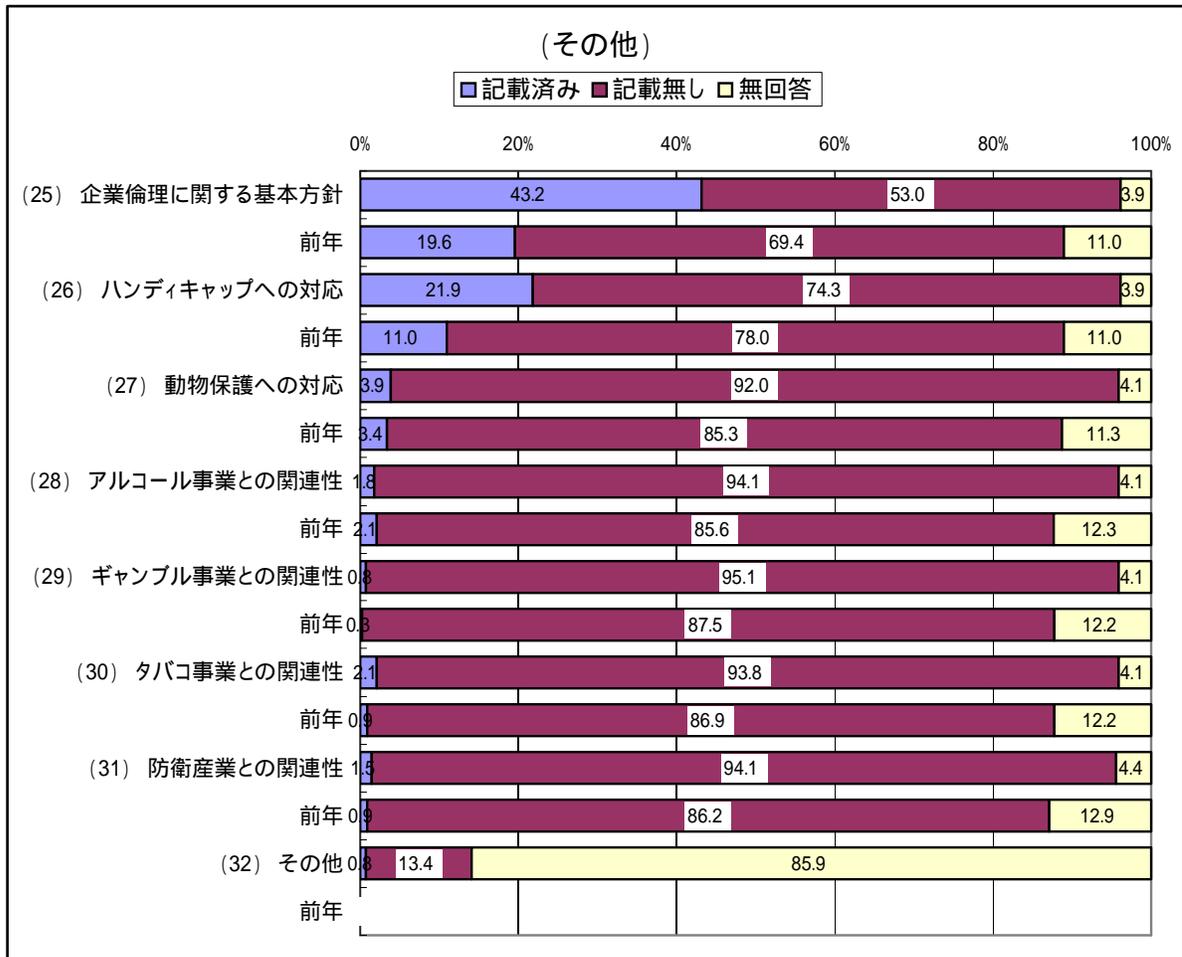
既に述べたように、今年24全ての項目について設問を簡素化したことで、全体を通じて“記載済み”と回答した割合が増えたことは確かである。しかし、前年と同様の単一の設問項目、取り分け(19)「増収賄・不正防止の為の方針・取組みなどについて」や「(25)企業倫理に関する基本方針」で“記載済み”と回答した割合が大幅に前年を上回った。この間の企業不祥事などを背景にわが国の企業の中に“CSR”の考え方が定着してきていることは確かなようである。

(注)下線はニッセイ基礎研究所による。

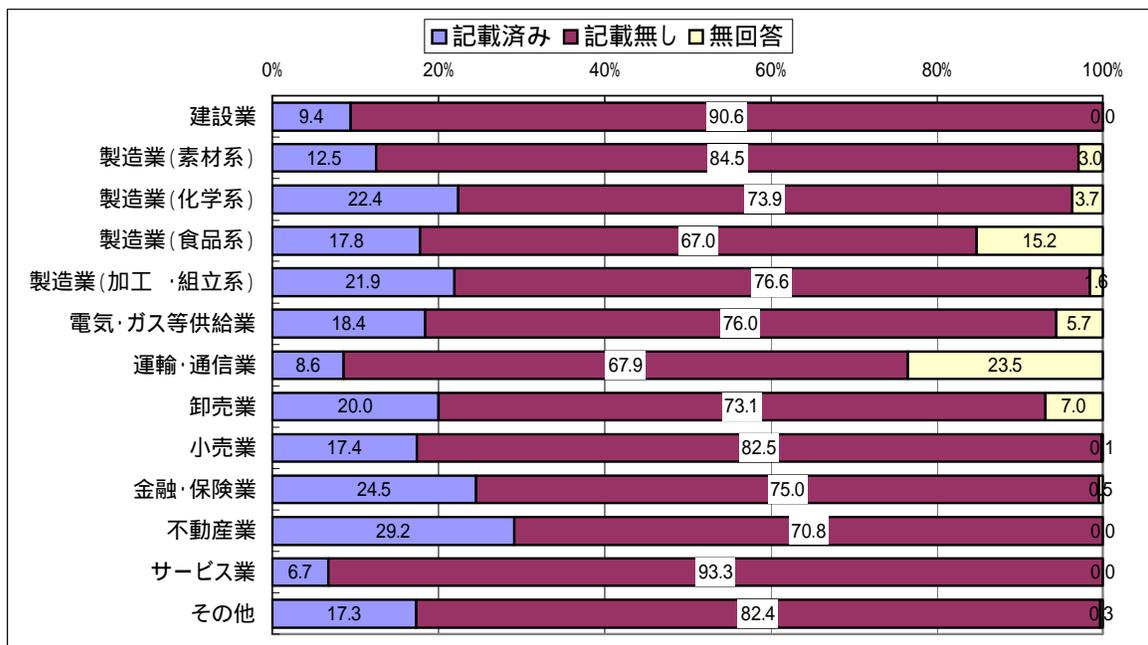
図表3 - 21 (ア) - :考えられる社会性項目



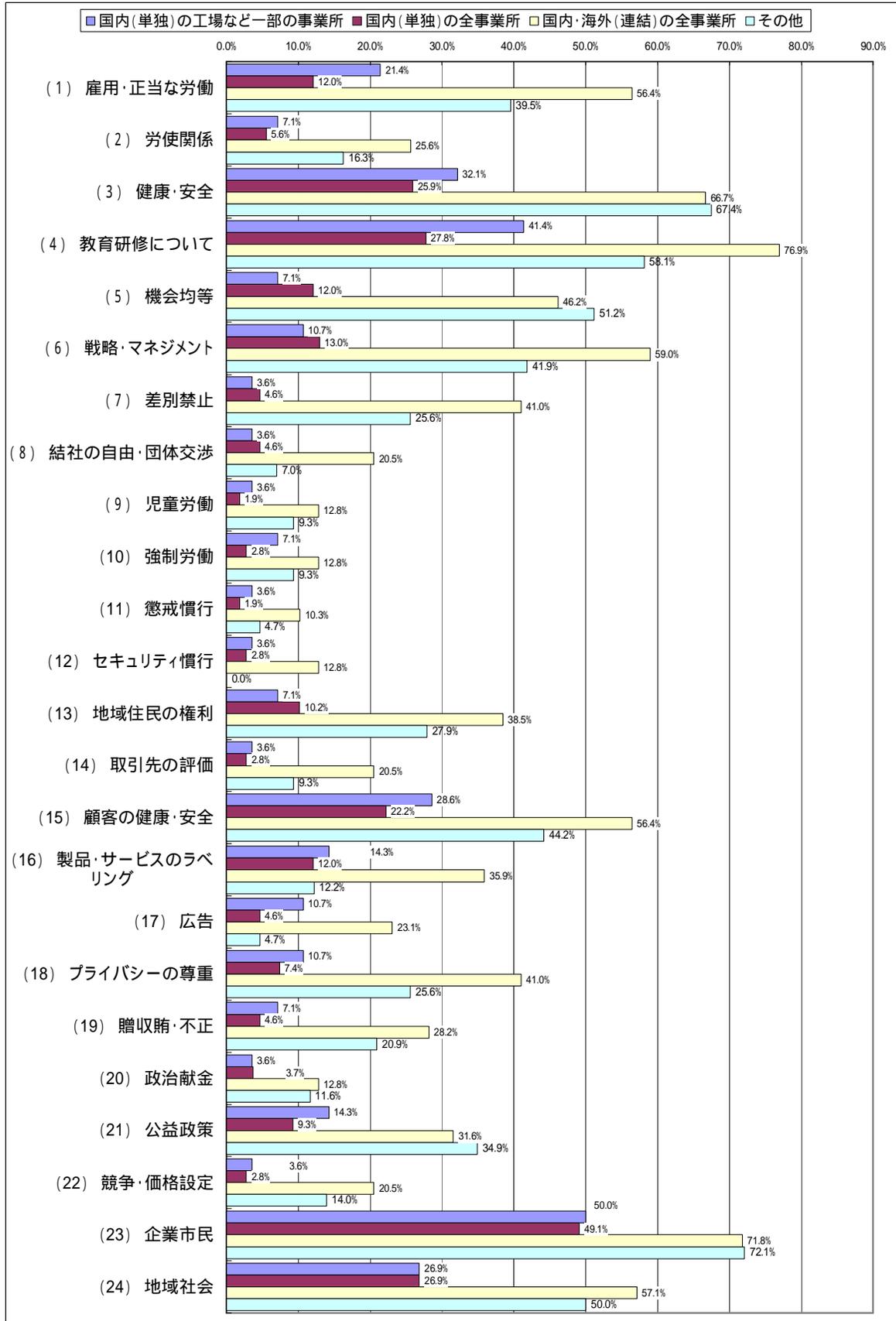




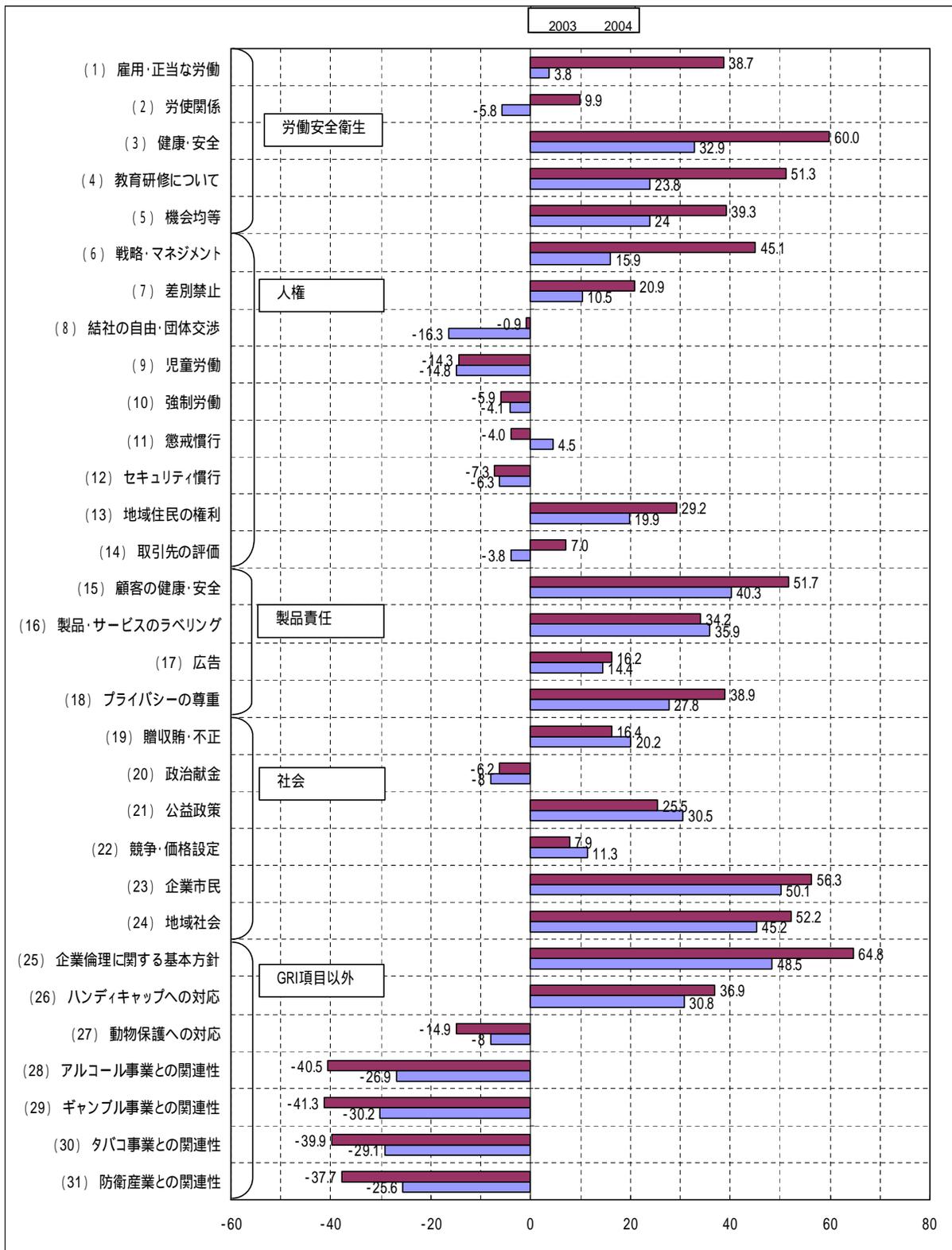
図表3 - 21 (ア) - : 社会性項目 業種別記載有無



図表3 - 21 (ア) - : 報告対象範囲から見た記載状況



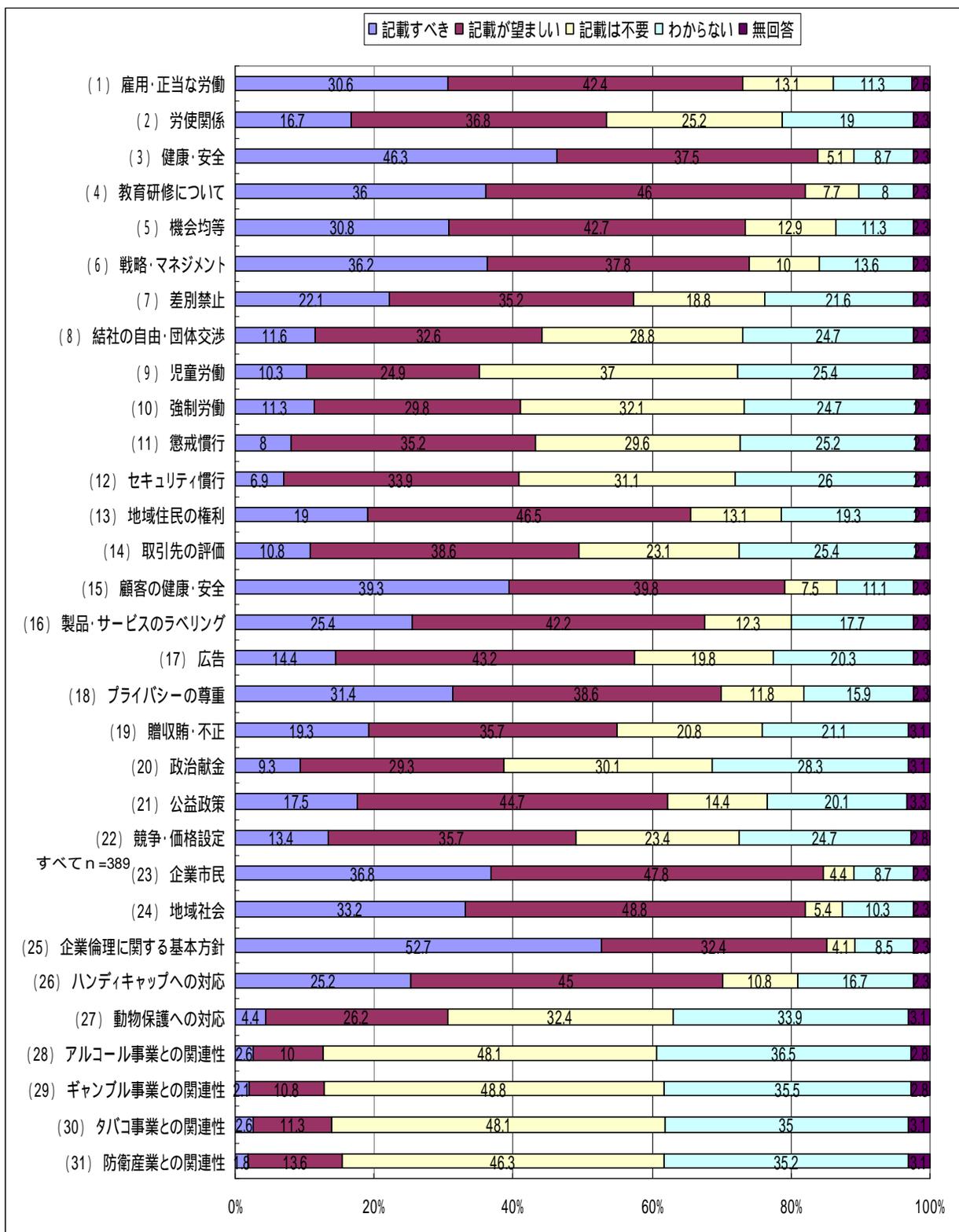
図表3-21(イ) - : 持続可能性報告書への記載が考えられる社会性項目の記載必要性DI



n=327 (2003)

n=389 (2004)

図表3 - 21(イ) - : 持続可能性報告書への記載が考えられる社会性項目の記載必要性(SA)



SPI 項目に関する調査集計の概要

A. 労働安全衛生に係わる情報

A1「全体の方針、計画概要」については100%の企業で開示されている。A2「労働災害発生頻度」以下の個別の数値については、有識者はおおむね開示すべき、あるいは望ましいと考えているのに対し、現実の開示は進んでいないし、またその予定も少ないことがわかる。この理由としては、業種によっては労働災害事故がきわめて少ない、あるいは業種特有の事故はほとんどないことや、数値だけを出した場合にそれが誤った印象を与えることの懸念が挙げられている。一方、有識者は、これらの項目の開示の優先度が業界によっては異なることを認める一方で、業界平均値との比較で表示するなどの工夫により、こうした懸念や問題は回避できることであり、基本的には開示すべきであるという意見が多い。

ただし、A4「事業活動損失日数」についてはA5「強度率」と重複するため、開示は不要との意見もあった。これは、項目の問題であると同時に、SPIの測定単位という観点からの議論の対象になるかもしれない。A6「健康/安全に係わる支出額」についても、総額なのか、一人あたりなのかという同様の問題があるし、実際の集計が困難であるとの指摘もあった。なお、度数率、強度率などの計測が困難であると回答した企業もあったが、その理由は不明である。

B. 人権及び雇用に係わる情報

全体に係わるものとして、有識者から、人権は本来的に雇用面だけでなくより広範な領域をカバーするため、独立した項目となってしかるべきであり、実際に欧米評価機関ではそれが一般的な考え方になっているとの指摘があった。現在の日本の関係が曖昧であるために、報告書ガイドラインでの扱いとしても難しい部分があるが、今後の課題としては重要であろう。

実際の開示状況としては、多くの企業が既に関示している項目も多い一方、B2「労働力の内訳」、B6「労使関係の状況」、B8「児童労働・強制労働」については、開示状況も、開示の適否も意見が分散しており、今後の議論の課題となりそうである。有識者はこれらについても開示すべきであると回答しているが、労使関係については、組織率などは企業側が開示すべき数値であるのかとの疑問の声もあった。有識者と企業の間で意見の違いが明らかだったのはB2「労働力の内訳」で、企業側は業界の事情による雇用形態の特殊性、数値把握の難しさなどを理由として挙げたが、有識者からは、雇用全体のパフォーマンスを見るために、詳細な内訳を過去3年間以上の推移を含めて開示すべきであるなどの意見があった。

C. 地域の文化の尊重及び保護等に係る情報

項目自体が具体的に何を指すのか、どこまで含めるかがやや曖昧であるとの問題も指摘されており、そのために回答が分散した可能性もある。しかし、企業活動が地域で行われる以上、それに対する配慮は行ってしかるべきであり、またそれをきちんと報告すべきであるとの意見はおそらく一般的なものであろうし、実際、社会・環境報告書でも地域への貢献について力点を入れたものは多い。

しかしながら、何分にも漠然とした側面であり、はたしのそうした貢献がどれほど意義のあるものなのか、企業としての責任を十分に果たしているのかという議論にまで至っているものはほとんどないと言っていいだろう。今後の課題はむしろ、単なる情報提供ではなく、ある程度の定量的な評価をも可能にするような開示方法の統一化などに向かうのではないだろうか。

なお、C2「発展途上国等における取組」については実施状況が分散しているのは、おもに発展途上国で操業しているかどうかの違いに起因するものであり、このことについては有識者も理解を示している。

D.環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況

パフォーマンス指標として扱うのは難しいが、ステイクホルダー別の実施頻度や対象数など、いくつかの可能性は考えられそうである。実際、多くの企業がなんらかの形でこの項目の情報開示を進めている。また、情報開示やコミュニケーションは環境のみに限定されるものではない、という有識者の指摘には十分注意を払うべきであろう。

E.広範な消費者保護及び製品安全に係る情報

マネジメント系の基本的な情報であり、実際多くの企業は既に開示している。一部の項目で非開示の回答があったのは、扱っている製品やサービスの特性により、該当しないためである。一般的にはBtoCの項目と考えられるものでも、有識者からはBtoBでも対象にすべきであるとの意見が寄せられている。

また、単一年度のパフォーマンスだけではなく、過去3年間以上の推移が望ましいとの意見や、件数にとどまらず、その具体的な対応内容や原因究明・改善措置に関する社内の取組みに関する開示・例示・説明がより重要との指摘もあった。これらはSPI全体について当てはまると言えるかもしれない。

以上

SPI項目の開示の適否に関する「企業」からの理由・目的

A：労働安全衛生にかかわる情報

A2 労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数）

- 開示をすべきかもしれないが、開示範囲（加盟店や配送センター・専用工場などどこまで含むのか）の設定が困難。
- 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。
- 絶対件数の開示を行っても評価できない

A3 度数率

- 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。
- マネジメント層や社員に対する開示は啓蒙や教育の観点から必要。報告書等での開示は、平均より高い業種では開示も必要と考える。
- 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと考えているため。

A4 事業活動損失日数

- 労働損失日数の絶対値は、会社規模の影響もあり、強度率で開示すれば、不要と考える。
- 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと考えているため。
- 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

A5 強度率

- 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと考えているため。
- 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

A6 健康／安全に係る支出額、一人あたり支出額

- 総支出額は開示しているが、一人あたりの支出額は開示していない。
- 金額はひとつの側面ではあるが、必ずしも金額で評価するものでない
- 「健康／安全に係る支出」の定義が困難。仮に金額を公表しても、金額だけで計られてしまう点は疑問。
- 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

B：人権および雇用にかかわる情報

B2 労働力の内訳（正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況）

- 対象国により労働法、慣行が異なるため、工夫が必要であるとする。
- 正社員の年齢や勤続年数、平均給与などの情報を掲載し、正社員以外の情報については、開示していない。
- 開示が望ましいかもしれないが、当社の場合、加盟店を含めて考えると、必然的にパートタイマーの割合が高くなるので、開示を考える場合には、慎重な検討が必要。

- 当社の事業形態にとっては、あまり大きな意味をもつ項目であるとは考えていないから。
 - 高齢者雇用の開示でよい
- B3 男女雇用機会均等法に係る情報（役員、管理職、正社員全体の男女別割合）
- 各種アンケート回答により雑誌等で実名付で公表済
- B4 障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況
- 雇用率ではなく継続的・長期的な雇用が達成されているかどうかも重要な内容と考える。
- B6 労使関係の状況（労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況）
- 当社の特状もあり、現在のところ公表していない。
 - 労働組合の組織率、団体交渉の状況については、開示
- B7 職場環境改善の取組状況（セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況）
- 具体的な件数などは開示せず。件数を公表したところで、数字への意味が正確に伝わらない可能性に懸念。
- B8 児童労働、強制・義務労働防止の取組状況（サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等）
- サービス残業の問題を別にして日本では原則あり得ない。サプライチェーンをどこまで遡るのか、活用事例を参考に開示の可否を検討したい。
 - 持続性を確保するためには、SC範囲での開示は今後必要になると考えるが整理できていない。
 - 日本社会では当然のことで、改めて公表すべき内容ではない

E：広範な消費者保護および製品安全にかかわる情報

- E5 製品等のリコール及び回収等の状況
- 開示が望ましいとは思いますが、自社製品の回収というわけではないため、開示の方法などを慎重に検討する必要がある。

資料 3-3

S P I 項目の開示の適否に関する「有識者」からの理由・目的

全体

- ほとんどのデータについては一覧表のような形式で開示するというだけでもいいと思っています。企業自らが重要と考え P D C A をまわしている項目については、しっかりした内容で情報開示するというような濃淡があってもいいと思います。

A：労働安全衛生にかかわる情報

- A1 労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要
- マネジメント系の基本的な情報。非製造業において比較的認識が低い場合があるが、メンタルヘルスケアも含むため全業種対象。
- A2 労働災害発生頻度、労働災害件数（事故件数）
- 安全衛生に関する全体のパフォーマンスを見るために重要（過去過去 3 年間以上の推移が望ましい）。「発生頻度」は主として製造業の場合は下記の度数率となるため、ここでは「労災件数」。基準の明確化が必要（企業が認めるか否かに関わらず、労災認定された件数とすることが望ましい）
 - 開示が望ましいが、低位安定している場合まで必要かは議論の余地があるか。
- A3 度数率
- 業種平均との併記が望ましい。
 - 製造業や建設業等では開示が望ましい。
- A4 事業活動損失日数
- 強度率の要素に含まれるため不要。
 - 製造業や建設業等では開示が望ましい。
- A5 強度率
- 業種平均との併記が望ましい。
 - 製造業や建設業等では開示が望ましい。
- A6 健康 / 安全に係る支出額、一人あたり支出額
- 対象支出項目や基準の設定が難しいが、数少ない金額指標として、できれば開示が望ましい。
 - 心の健康も含めた従業員対策は重要な SPI。

B：人権および雇用にかかわる情報

- B1 人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要
- 人権は本来的に、雇用面のみならず問題地域・国での事業展開や現地政府との関係、先住民族の権利などの面を含む広範な領域をカバーするため、独立した項目となっべきであるが（欧米評価機関では一般的な考え方）、日本における報告書ガイドラインでの扱いとしては時期尚早か。
- B2 労働力の内訳（正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況）

- 雇用全体のパフォーマンスを見るために、下記の男女別内訳・割合、障害者雇用および外国人雇用も含めた総合的な開示が重要（過去過去 3 年間以上の推移が望ましい）。
 - 正社員とそれ以外との雇用状況を開示する趣旨が「正社員雇用を維持するため」と明確であれば開示が望ましい。高齢者雇用への対応には業種次第で限界があるのではないか。
- B3 男女雇用機会均等法に係る情報（役員、管理職、正社員全体の男女別割合）
- 昭和 62 年の均等法からに限定する必要があるか。
- B4 障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況
- 特例子会社の有無や本体との雇用数内訳なども開示されれば、なお良い。
 - 法律を遵守しているかどうかもそうだが、その配属内容を開示してはどうか。
- B5 福利厚生状況（産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及び NPO 活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等）
- 「福利厚生」として括ることに疑問。むしろこちらが「職場環境」ではないか。各種の休暇制度（介護休暇を含む）の活用実績の開示は職場環境をみるうえで重要（とくに男女別内訳の開示が望ましい）。
 - 勤務時間外の社員の行動まで企業サイドが情報を把握して開示するのはどうか。
- B6 労使関係の状況（労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況）
- パフォーマンス指標として扱うのは難しい（組織率は不要）。労働紛争・訴訟、指導・勧告等がある場合には、その具体的な内容、原因、改善措置等に関する開示・説明が重要。
 - 労働組合の組織率等は雇用者側が開示すべき情報か？また、解雇や人員整理については開示する目的・理由次第で意味が変わりうるので、もう少し設問の趣旨を明確にしてはどうか。
- B7 職場環境改善の取組状況（セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況）
- パフォーマンス指標とすると相談窓口の受付件数（過去過去 3 年間以上の推移が望ましい）。但し、ここでも、その具体的な内容、原因、改善措置等に関する開示・説明が重要。
- B8 児童労働、強制・義務労働防止の取組状況（サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等）
- パフォーマンス指標として扱うのは難しく、また国内では労基法の枠内となるため、主としてサプライチェーンマネジメントの一部か。ここでも、方針、具体的な取組み等に関する開示・説明が重要。
 - もともと国内になじみにくい設問であるため、企業によっては該当しない場合もあるのではないか（国内メインの企業など）。また、サプライチェーン管理の観点から取り組む場合、どのような確認方法を条件とするかなど具体的な条件設定が必要

と考える。

C：地域の文化の尊重および保護などにかかわる情報

C1 地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要

- 「地域・社会貢献」であるとすれば、マネジメント系の基本情報として重要。パフォーマンス指標としては下記のようなものが考えられるが、本来は企業の独自色が最も出る分野であり、むしろこの基本情報がより重要。

C2 発展途上国等における取組

- 国内がメインの企業とグローバル企業では、開示についても差異があつて当然である。

D：環境関連以外の情報開示および社会的コミュニケーションにかかわる情報

- マネジメント系の基本的な情報。パフォーマンス指標として扱うのは難しいが、ステイクホルダー別の実施頻度や対象数はありうるか。
- 情報開示やコミュニケーションは環境のみに限定されるものではない。

E：広範な消費者保護および製品安全にかかわる情報

- マネジメント系の基本的な情報。パフォーマンス指標としては、外部マネジメントシステム（ISO9001、HACCP、情報セキュリティ関係など）の認証・認定の事業拠点・製造拠点・全品目等に対する比率など。基本的にはBtoBも対象。

E1 消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要

- より分解して細かく開示を求めてもよい項目と考える。

E4 消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況

- 重要。指標としてはクレーム件数（過去過去3年間以上の推移が望ましい）および内容内訳などとなるが、その具体的な対応内容や原因究明・改善措置に関する社内での取組みに関する開示・例示・説明がより重要。
- 本来はBtoBの場合も重要なポイントであるが、窓口が一元化されておらず、情報開示は難しいか。
- クレーム件数と内容等を開示することは極めて重要と考える。

E5 製品等のリコール及び回収等の状況

- 日常的に開示されるべき基本的な情報。
- 近時の不祥事等を考えれば、今後必須の開示項目と考える。

E6 特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守状況

- パフォーマンス指標として扱うのは難しい。むしろ、幅広い個別の法令を対象とし、企業ごとに該当する法令の遵守に関する方針、計画、取組み、とくに違反、紛争・訴訟、指導・勧告等があった場合に、その具体的な内容、原因、改善措置等に関する開示・説明が重要。

F：その他の情報

F1 正社員一人あたり時間外労働時間

- 上記「労働力内訳」に付随する指標として有意。但し、実態を反映しうるか否かは

やや疑問。

- F2 人権に関する研修／研修補助に係る、年間一人あたりの時間および支出額
- 「人権」全般が望ましいが、「雇用・職場における人権」に限定するのが現実的か。但し、「同和問題」に限定するのは不可（内訳の開示が望ましい）。
- F3 業務関係の研修／研修補助に係る、年間一人あたりの時間および支出額（男女別）
- 「人材育成」に関するパフォーマンス指標の一部。但し、業種・業態により単純比較は難しいが、ポジティブアクションのパフォーマンス指標の一つとしても有意。
- F4 地域・社会貢献支出額の対経常利益比率（経団連方式；国内外別）、ボランティア休暇制度の有無と取得人数・比率
- 「地域・社会貢献」項目を前提とした場合に必要な指標。他に、マッチングギフト制度の有無と対支出額割合、主として消費財の場合のコース・マーケティングによる売上高と寄付金額など。
- F5 コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントに係る方針、計画、取組みの概要
- マネジメント系のきわめて基本的な情報。パフォーマンス指標として、取締役会の人種・国籍構成比率、社外取締役数、女性取締役数など（欧米評価機関の例）は現実的でないが、コンプライアンス研修の年間一人当たり時間（役員/管理職/一般社員別）などはある。

(以上)

資料 9

環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

第四回 調査研究会

日時：2005年1月18日(火) 12:00～14:00

場所：ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

【 議 事 次 第 】

- 1 開会
- 2 挨拶
環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体)
環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)
- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「SPIの管理項目と単位」の分析説明
今回の調査票の趣旨
ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
有識者ならびに参加企業の調査票の分析
ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「SPIの管理項目と項目」の検討
企業側からのコメント
有識者(ステークホルダー)からのコメント
現状認識と方向性に関する全員討議
- 6 関連事項説明 (次回の「全体とりまとめ」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第五回研究会の日程)
- 8 閉会

(配布資料)

1. 調査研究会参加者リスト(割愛)
2. 「SPIについての回答の分析」(割愛)
3. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(有識者：問1「どの程度知りたいか」)
4. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(有識者：問2「なぜ知りたいか」)
5. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(企業：問1～4「管理状況、アピール希望」)
(割愛)

(以上)

環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

～環境・社会指標の計測・収集・開示（項目、単位、範囲）の充実に向けて～

第五回 調査研究会

日時：2005年2月8日(火) 13:00～16:00

場所：ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

【 議 事 次 第 】

- 1 開会
- 2 挨拶
環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体)
環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)
- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「EPIの範囲」と「SPIの項目と単位」に関するまとめ案
「EPIの範囲」に関する現状と論点
ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
「SPIの項目と単位」に関する現状と論点
ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「EPIの範囲」と「SPIの項目と単位」に関するまとめ案の検討
企業側からのコメント
有識者(ステークホルダー)からのコメント
現状認識と方向性に関する全員討議
- 6 関連事項説明 (次回の「報告書骨子(案)」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第六回研究会)
- 8 閉会

(配布資料)

1. 調査研究会参加者リス(割愛)
2. 「EPIの範囲」に関する現状と論点(案)(割愛)
3. 「SPIの項目と単位」に関する現状と論点(案)(割愛)
4. 「EPIの範囲」に関する調査票とりまとめ(割愛)
5. 「SPI項目の開示」に関する調査票とりまとめ(割愛)
6. 「SPIの項目」に関する調査票とりまとめ(割愛)

(以上)

平成16年度 環境パフォーマンス指標の Protokolに関する調査研究

報告書

平成17年3月

調査主体：環境省 総合環境政策局 環境経済課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 : 03-5521-8240

調査実施：(株)ニッセイ基礎研究所 社会研究部門

東京都千代田区九段北 4-1-7 : 03-3512-1789